

規制に係る事前評価書

法令の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案
政策の名称	二以上の事業者による一体的処理の特例
担当部局・評価者	環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物・リサイクル制度企画室長 相澤寛史 電話番号:03-6457-9097 E-mail:hairi-sanpai@env.go.jp
評価実施時期	平成29年3月2日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	排出事業者責任等を共有することを前提に、企業の廃棄物処理業の許可に係る行政手続の負担軽減を図る。
内容	親子会社について、総体として見た場合に一つの会社とみなせる等の要件に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けず、親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができることとする。
関連条項	第12条の7
必要性	近年、企業経営の効率化の観点から分社化等が行われることが増加している。排出事業者として、産業廃棄物処理業の許可なく「自ら処理」ができる範囲は、法人単位であるため、分社化等により、従前行うことができた「自ら処理」ができなくなる事態が発生している。分社化等の後は、排出実態が変わらないにもかかわらず、産業廃棄物処理業の許可を取得するか、産業廃棄物処理業の許可を受けた処理業者に委託しなければならないこととなっている。排出事業者責任等を共有することを前提に親会社が子会社に対する十分な支配力を有しており、子会社があたかも親会社の一部門のような関係にある等の一定の要件に適合する場合には、特例的に親会社と子会社を一体のものとして取り扱うための措置を検討する必要がある。
費用	
遵守費用	・認定に当たって都道府県への申請書類の作成が必要になる。 ・認定を受けた場合、認定者間の廃棄物処理業の許可が不要になるが、排出事業者責任等を共有することとなる。
行政費用	・認定事務が必要となる。
その他の費用	・特に想定されない。
便益	親子会社について、総体として見た場合に一つの会社とみなせる等の要件に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けず、親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができる。

想定される代替案		
代替案①	現行制度の維持	
	費用	
	遵守費用	・現状どおり。(処理を行う者が他人であれば業許可が必要となるため、申請等の手続にかかる費用が生ずる。)
	行政費用	・現状どおり。(処理を行う者が他人であれば業許可が必要となるため、都道府県は許可の審査事務が発生する。)
その他の費用	・現状どおり。	
便益	・排出事業者として、産業廃棄物処理業の許可なく「自ら処理」ができる範囲は、法人単位であるため、分社化等により、従前行うことができた「自ら処理」ができなくなる。	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:改正案も代替案もそれぞれ都道府県知事の認定に係るコストや許可に係るコストが発生する。
便益:親子会社について、総体として見た場合に一つの会社とみなせる等の要件に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができる。

発生する費用負担と得られる便益を比較すると、排出事業者責任等の共有を前提として、認定を受けた親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けないで、親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができることから、本措置は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」(平成29年2月中央環境審議会)においては、「親会社が子会社に対する十分な支配力を有しており、子会社があたかも親会社の一部門のような関係にある等の一定の要件に適合する場合には、特例的に親会社と子会社を一体のものとして取り扱うための措置を検討する。また、親会社と子会社を一体のものとして取り扱う場合には、環境上適正な産業廃棄物の処理を推進する観点から、当該親子会社間における排出事業者責任を共有することや、親子会社内外の廃棄物について明確化すること、親子会社に関する廃棄物のみを扱う場合に限ること、当該状況が継続していることを定期的に確認すること等の措置が必要である。」とされている。

レビューを行う時期又は条件

附則第5条の規定に基づき、法律の公布の日から起算して3年を超えない範囲において政令で定める施行日から起算して5年後を予定。

備 考